

第 11 回環境社会配慮審査会

日 時 平成 20 年 12 月 22 日 (月) 16 : 20 ~ 17 : 45

場 所 J I C A 本部 12 C 会議室

出席委員 (敬称省略)

委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学(株)代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

欠席委員

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学教授
委員	小林 正興	個人
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
委員	中村 玲子	ラムサールセンター事務局長
委員	中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授 及び専攻長
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部准教授
委員	藤倉 良	法政大学人間環境学部教授
委員	藤崎 成昭	東北大学大学院環境科学研究科教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授

事務局

上條 哲也 独立行政法人国際協力機構

審査部 環境社会配慮審査第二課長
飯島 大輔 独立行政法人国際協力機構
審査部 環境社会配慮審査第二課
笠原 宗一郎 独立行政法人国際協力機構
審査部 環境社会配慮審査第二課

委員・事務局以外の発言者

池田 和彦 (株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル
松田 尚 (株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル
寄立 徹 (株)オリエンタルコンサルタンツ
今村 嘉宏 独立行政法人国際協力機構
産業開発部 貿易観光課

午後4時20分開会

村山委員長 それでは、時間になりましたので、第11回の環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。

今日は、第1議題として、ザンビア国複合的経済特区マスタープラン調査のインテリムレポートの報告ということになっています。

それでは、まず最初に報告をお願いして、その後少しディスカッションさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

今村 JICA本部産業開発部で本件を担当しております今村と申します。よろしくお願いいたします。

まず、お手元にパワーポイントの資料及びA4縦で前回答申への対応ということで一覧表にしてあるもの、2種類お配りしてございます。まず、パワーポイントの資料に基づきまして報告をさせていただきます。その後答申への対応という表に基づきまして、これもまたこちらからご報告をさせていただきたいと思っております。では、パワーポイントの資料に基づきましてご報告申し上げます。

まず、簡単におさらいでございますが、本件調査の目的としましては、ザンビア国のルサカ

南部に予定されます複合的経済特区のマスタープランの策定及びその経済特区に対する段階的な開発計画の策定ということを大きな目的としております。前回の審査会、5月での審査会でもご報告申し上げたというふうに伺っておりますけれども、本件につきましてはマレーシアのコンサルタントとの並行的な作業によりまして計画の策定を進めておる事業でございます。

これまでの調査で、JICA調査団が試算した開発規模としましては、2030年、これを目途としまして、工業区域としましては全体で370ha、これは一般工業区域ジェネラルインダストリアルゾーンとハイテクパーク地域、それから物流センター、こうした地域をあわせました総合的な区域。それから、中央商業区域、セントラルビジネスディストリクトとしまして20ha、公共施設としまして240、住居区域40、それからグリーン区域としまして320、これは全面積の25%というふうに書いてございますけれども、最下段に1,300haを必要面積として設定しております。そこから算出した数字でございます。そのほかユーティリティ施設としまして、上水施設、汚水処理、雨水排水の浸透区域等で200ha。それから、内部の道路等で約110haという開発規模を想定しております。

この区域、このMFEZでございますけれども、5月の段階でもご説明を申し上げておりますが、4つの候補地ということで比較検討をいたしております。もともとこの4つの区域自体は同時並行で進められておりましたルシードというルサカ市の総合開発調査、こちらでの工業地帯として提示されている候補地を取り上げまして比較検討対象としております。簡単に申し上げますと、この地図のうち、候補地1、こちらがザンビア政府から提示をされています候補地でございます。中心から約南東15kmにございます地域です。候補地2としましては、ルサカ市内の西側に位置する土地でございます。候補地3、これはルサカの北部にございます。候補地の4につきましては南部に位置をしております。

簡単にこれら候補地を写真でごらんいただきますと、まず候補地1でございますけれども、Leopard Hill Roadに隣接をいたしまして、ルサカの実際南東部に当たる位置にございます。もともとが森林区域でございましたが、2007年にその区域から外れてこのMFEZ用の用地として政府のほうから提案された土地になっております。

これは候補地1の概観、ほんの一部でございますけれども、こうしたような光景が広がっている土地になっております。胸高の樹木が生えているという程度でございます。非常にまばらに存在しているという地域になっております。

それから、候補地2でございますけれども、これは左上の地形図をごらんいただきますと、候補地2がさらに2カ所に分かれているような状況になっておりまして、候補地2-1と2-

2としましてそれぞれ写真を載せてございます。2 - 1の写真、下の写真をごらんいただきますとおわかりになりますとおり、炭酸塩岩が非常に露出してゴツゴツした地形というものが広がっている地域でございます。

続きまして、候補地3でございますけれども、こちらは小規模農家、下段の写真にございますように、こうした農家が点在しているような地域になっております。土地自体は民有地になっておりまして、こうした農家が農業を営んでいるという状況でございます。

それから、候補地4でございますけれども、こちらやはり民有地で農地が広がっておりまして、ここはどちらかといいますと比較的中規模、大規模、比較的大きめの農地が広がっているということでございまして。写真にございますが、奥のほうに家屋もございまして、メイズ畑等が広がっているという土地になっております。

これらの土地を比較した表を次のページに載せてございます。ここには項目としまして7項目なものを挙げてございます。土地収用につきましては、先ほどご説明申し上げた中でも若干触れてございますけれども、候補地の1の部分は政府から提案があった土地でございますが、ここはもう既に政府の所有地になってございます。それから、2、3、4につきましてはそれぞれ民間の土地でございます。2につきましては、未利用地、まだ利用されていない土地ということになっております。3と4、これは調査の結果、規模の大小はあれ、農家が既に農業を営んでいるという地域、候補地になってございます。したがって、収用には民間からの買い上げ等が必要になるという点でこうした、×、××というものをつけさせていただいております。もちろん、報告書には詳細な報告という形で書かせていただいております。今回のこの表につきましてはその評価結果をもとに簡易的にこうした表記にさせていただいております。

家屋移転につきましては、候補地1につきましては実態調査が必要というふうに書かせていただいております。調査した結果では、20軒程度の定住者といいますが、そこでもう生活をしているという者もいるということがわかっておりますけれども、実態はまだ全体は把握しきれれておりません。その意味で実態調査は必要というふうに書かせていただいております。それ以外の候補地、2、3、4につきましてはここに挙げております数字程度の家屋が存在してございます。したがって、事業化に当たりますにはこれら家屋の移転が必要になってくるという状況でございます。

それから、生計、貧困につきましては、特に候補地1につきましては後ほどまたご説明申し上げますが、基本的にこの時点では不法に当たる農業従事者あるいは定住者がおりますので、非常に生計としては細々とした農業を営んでいる状況でございます。その意味で、もともと他

の2、3、4の地域に比べれば貧困層でありということで非常に影響は大きい。同じようなレベルの生活状態を維持する上では非常に影響は大きいという表記にさせていただいております。

候補地2、3、4につきましては同等の代替地がない場合には農業から別の業種に職種を変える必要が生じる可能性もあるということでこうした表記にさせていただいております。

それから、地下水の利用でございますけれども。候補地1につきましては調査の過程で隣接しますルサカパークという森林保護区、こちらからの取水を想定しております。隣接するルサカパーク、地図上の先ほどの2ページ目をご覧いただけますと地図がございますけれども。この枠で囲いました下の部分、ルサカパークとございます。こちらから取水してMFEZエリアで使うという可能性を検討してございます。地形的にこのルサカパークのほうが南側に傾斜をしております。それに対しましてMFEZエリア、こちらは北側に傾斜をしております。したがって、ここから取水をすることによってそのルサカ市への地下水の影響というものは極力最小限に抑えられるという想定であります。前回の5月の審査会でもご説明申し上げておりますけれども、もともとこの地域がルサカ市の水源の涵養地になっているということもございまして、こうした位置からの取水というものを調査の過程で検討してまいりました。

他方、候補地2、3、4につきましてはそれぞれルサカ中心部、それから隣接の区域への影響が見られるということでございます。

それから、汚水処理につきましては、やはり同様の地形状況でございますので、候補地1の場合にはルサカ市への影響があり得る。それから2につきましては、これは×～××というふうにしてございますが、先ほどもご覧いただきましたとおり、地域が2カ所に実質的に分かれております。その場所によって影響の度合いが若干異なるということでございまして、こうした表記にさせていただいております。それから、3番、4番につきましては、近隣に人口の密集地がないということでこのような表記にさせていただいております。

それから、続きまして、雨水排水でございますけれども、候補地1につきましては地下水のレベル等調査結果から勘案しまして、その浸透する面積、それから地下水レベルという点で十分な土地と浸透性が確保できるという評価をしております。それ以外の地域、2につきましては地下水のレベルが比較的高いということでございまして、この評価としております。3番と4番につきましては候補地1、2の中間程度ということでこのような評価にさせていただいております。

それから、地下水汚染・土壌汚染でございますが、いずれの地域もドロマイト層になっているということでございまして、処理用水の地下浸透というのは非常に容易といえますか簡単に

なります。その意味ですべての地域、処理污水の中間浸透はあり得るということで何らかの緩和策が必要になるという点でこのような評価結果とさせていただいております。

続きまして、提案されていますM F E Z区域の社会環境についてでございますけれども、ここからは前のページの選定結果に基づきまして、候補地1がやはり今回提案させていただく土地としては候補地としては最良であろうという前提に基づきまして、社会環境等状況をご説明いたします。

まず、ルサカM F E Zこの区域でございますが、2ページ目の地図でもごらんいただきましたけれども、森林保護区の一部を形成しておりました。それが2007年10月に森林保護区の指定が解除されまして、このM F E Z用地ということで政府のほうで確保している状況でございます。ただ、管理自体は保護区の指定解除後もForest Departmentが管理をしております。現在、先ほどの写真にもございましたけれども、薪炭をつくれるような大きさの樹木というのはございませんで、主にメイズの栽培というようなものをこうした草木を切り開いて行っているというのが現状になっております。そこには定住者もおります。また、雨季のみ居住し、農耕するという方もおります。また、近隣、隣接しておりますMahopo村という村がございますが、その住民がその区域の中に農地をつくりまして、そこでメイズ等栽培をしているという状況でございます。

下段に添付いたしました写真ですけれども、このM F E Z区域内で散見される構造物の典型的なものを添付させていただきました。左につきましてはどちらかといいますと休憩場所といえますかそういうようなものに当たるかと思えます。右側につきましては定住者が住んでいるような住居ということになります。

続きましてもう2種類でございます。2番目でございますけれども、そのM F E Z区域内で不法に耕作している人々についての概要でございます。不法にというふうに書いてございますが、ここでは土地法、1995年に制定されております土地法に基づきますと、このM F E Z区域内、政府管理地ということもございまして、不法という位置づけになっているというふうに調査結果でわかっております。

先ほども触れましたが、大きく3つの形態に分かれておまして、定住者、長期にわたって家屋、建造物を設置しまして定住している方々。それから、季節農耕者ということで雨季のみM F E Z内で耕作を行っている方々。それから3番目としまして、近隣にございます、2ページ目の写真をごらんいただきますと。そのルサカパーク、M F E Zエリア、これを大きく囲う枠の左側、西側に当たりますけれども、ここにMahopo Villageという村がございます。こちら

からいわば通勤してM F E Z区域内で耕作をしている方々という、大きく3種類がございます。

それから、調査の過程の聞き取りで、なお書きという考えにしておりますけれども、ルサカ市に住んでいる富裕層といたしますかある程度裕福な住民の方に雇用されてその対象区域内で耕作をしている方もいらっしゃるということでございました。

それから、続きまして、このM F E Zの概念計画でございます。冒頭にこの計画、調査につきましてはマレーシアのコンサルタントとの並行作業で進めているというふうに申し上げましたけれども、この概念計画、ゾーニング等の計画提案につきましては、マレーシアコンサルタントの役目というふうにザンビアとマレーシアの契約上なっております。それに基づきまして、マレーシア側コンサルタントから提案された概念計画をここに載せてございます。

それによりまして、この区域のうち北東、図面でいいますと右上に当たりますけれども、こちらから開発をしていくという計画になっておりまして、第1フェーズということでは2020年の末まで、第2フェーズにつきましては2030年末まで。この第2フェーズといたしますのは図面上2と書いてございますこの区域までということになりまして、それ以降、3、4、5の部分で段階的に開発をしていくという計画になってございます。現時点で提示されている計画の中では残念ながら最終的に、何年度までに開発をするかというところまで、詳細までは計画上提示をされていない状況でございます。

それで、その2020年度までに第1フェーズの部分を取り出しましたのがこの14ページになります。さらにこの第1フェーズの部分、これを北から南へ開発していくということで4つに区分して計画を立てております。この第1フェーズでの開発面積が約400haに相当しております。

それで、この概念計画をもとにしました影響評価及び緩和策の一覧表を15ページにまとめてございます。まず家屋移転でございますが、先ほどもご説明申し上げましたが、約20軒程度定住世帯がございます。したがって、これらの世帯につきましては近隣のMahopo村もしくは他地域、他地区への移転というものが必要になります。

生計、貧困につきましては、季節農耕者の収入が減少することが想定されますので、例えばM F E Z地域の開発に伴う労働機会、こちらを優先的に提供していくというような策が考えられます。

それから、水利用につきましては、ルサカパーク、それからShantumbu村と書いてございます。これは2ページ目の地図をごらんいただきますと、さらにその区域の南側、図面ですと下のほうになりますけれども、こちらに存在している村でございます。こちらの水利用に影響が

及ぶことが考えられますので、地下水ですとか表流水の水位のモニタリングデータを活用して影響を極力抑えていくという策が必要になります。

それから、土壤浸食でございますが、対象区域、樹木の伐採によりまして土壤質が劣化することが想定されます。したがって、例えばルサカパークとの緩衝区域を設けるといったようなこと、あるいはその施設地内におきまして緑地率を設定するといったような緩和策が必要であろうというふうに考えております。

それから、水質汚染につきましては、処理污水の地下浸透による汚染が考えられます。こちらにつきましては污水处理施設を設置しまして、水質ガイドラインを策定する、それからその対象区域の条例に基づく処理を行う。さらに処理前の処理污水、水質のガイドラインを設定する。それから、水利用の部分とも重なりますけれども、地下水及び表流水の水位、水質モニタリングデータ、これを活用して緩和策を策定していくといったようなことが考えられるかと思えます。

大気汚染につきましては、排ガスを出す施設の入居というものが考えられますので、ザンビアの排ガス基準ですとか大気環境基準、これを遵守すること。それから、施設境界に上記と同様に緑地緩衝帯といったようなものを設けるということ。もちろん、それから排ガス、大気質、こちらをモニタリングしまして、そのデータを活用してさらなる緩和策を考えていくということ、こういったことが考えられるかと思えます。

土壤汚染につきましては、処理污水、それから大気汚染等による汚染が考えられます。こちらにつきましても土壤質のモニタリングデータを活用して緩和策を設定していくということが必要になります。

それから、有害物、有害廃棄物でございますけれども、溶剤ですとか生産工程の原料、生産物、副産物等、それから廃水处理スラッジ、こうしたものの発生が考えられます。こちらにつきましてもザンビアの廃棄物関連法令、これを遵守する、それから保管施設のガイドラインをつくってそれを遵守するといったような検討が必要になるというふうに考えております。

地盤沈下につきましては、こちら対象区域が非常にドロマイト層ということもあり、また陥没が各地で見られるという地域でございますので、主要道路、それから施設の建設につきましては詳細な地質調査を行うこと、それから建設方法を検討することということが必要になります。さらに、非常に脆弱な地盤の上に建造物をつくるということは避ける、道路、施設等の建設はそういったものを避けて設置するということが必要になるというふうに考えております。

それから、最後に騒音でございますけれども、工場、交通、工事等の騒音源の増加というの

がもちろん考えられますので、その騒音のガイドラインの設定、さらにモニタリングをしまして、そのデータを活用して影響を小さくするという。さらには、緑地緩衝帯を設置しまして、周囲への影響を緩和するという策が考えられます。

影響評価と緩和策の一覧につきましてはここに記載しておりますとおりでございます。

それで、モニタリングプログラムでございますけれども、対象区域内でももちろんその水、土壌、大気及び騒音のモニタリング網を策定して、常にモニタリングをしていく、そのデータを活用していくということを検討する必要があるとございます。さらに、区域外の水のモニタリング網の策定もこの対象地域の地形等にかんがみまして必要になるというふうに考えてございます。

それから、排ガス、有害物質を含む汚水、騒音を出す施設での定期的な測定、こうしたものもプログラムとして必要であるというふうに考えてございます。

それから、環境管理計画でございますけれども、適切な汚水処理方法を選択する必要があるということ。特に浸透性の高い地質が広がっている土地でございますので、適切な処理方法を選択する必要があるということ。さらに、その際、汚水処理施設への排水の水質、地下浸透に対する処理排水の水質といったところまでのガイドライン、さらには騒音のガイドライン、これを定めるということ。

3番目としまして、前のページでもご説明しましたモニタリング網、これを運営して環境管理に反映させていくというその組織をつくり上げる、設立するということ。

4番目としましては、モニタリングを実施できる機関、これをM F E Zの組織外に、第三者という立場で設置するということで育成強化、こういった4点が必要であるというふうに計画で考えてございます。

それから、続きましてステークホルダーミーティングでございます。これまで実はステークホルダーミーティングは今年12月11日にようやく1回目が開催された状況でございます。場所はMahopo村でございます。対象者、参加者はMahopo村及びM F E Z内で耕作をしている農耕者、合計88名が参加をしております。その他ザンビア政府の関係者から10名、J I C A調査団から3名が参加をいたしました。

内容でございますが、基本的に政府から説明をするということが主というふうに伺ってございます。2009年、来年の4月から5月にかけて農耕を停止するという、それからMahopo村住民につきましては住民登録を進めたいということ。さらに、Mahopo村の住民につきましては、サポートの可能性があるということ。ただし具体的にどういうサポートが政府からあり得るのかということまで踏み込んだ説明はございませんでしたけれども、大きくこの3つにつま

しての説明ございました。

これに対して住民からは、これまでの政府の対応からすれば、政府に対する不信の念があるということ。M F E Z内での不法耕作者に対しては逮捕などの危惧があるという意見が表明されたこと。さらに、プロジェクトの進行に対して説明が今まで政府から行われていないというような意見が出されております。

今後の計画でございますが、今申し上げましたステークホルダーミーティングがまだやっと1回目が開催されたという状況でございますので、今後実施する予定、内容、どういった説明が行われるかといったようなことを含めまして把握をし、J I C A調査団としてもフォローしていくということが必要となっております。こちらを今後の計画として掲げてございます。

さらには、雨季のベースライン調査、こちらをまとめるということを想定しております。

また、3番目としましては、K T P Cと書いてございますが、マレーシアのコンサルタントでございます。マレーシアのコンサルタントが作成いたしますドラフトファイナルレポート、こちらの内容を検討する。先ほど提示しました概念計画がございますけれども、こちらにつきましてもまだコメントの余地がこちらJ I C A調査団からすればございますので、そういったものを提示、やりとりの上、内容を検討するという作業を想定しております。

さらに、2ページ前に説明を申し上げました環境管理計画、これを詳細に策定をするということ。また、環境モニタリングプログラム、こちらを策定するということ。さらに、ザンビア側が策定する戦略的環境影響評価、こちらのために提供する資料をJ I C A調査団として準備、支援をするということ。

これら6点を今後の調査計画として予定してございます。

これまでの調査の結果をご報告いたしました。資料は以上でございます。

続きまして、答申への対応ということで、こちらはパワーポイント、コンピュータのデータはございません。お手元にお配りいたしました資料をごらんいただければと思います。まず、調査全体につきましてでございますけれども、先ほどのパワーポイントのプレゼンテーションでも若干ご説明申し上げましたけれども、2030年、こちらをターゲットといたしまして工業エリア、研究・学術、ビジネスエリア、居住区機能等を設ける構想としてございます。開発規模としましては、緑地を含めて1,300 h aを想定しております。このうちの約25%、こちらを緑地公園等ということで想定してございます。こちらはインテムレポートの報告書にももちろん記載してございます。

それから、市域全体の都市計画、開発計画との整合性でございますけれども、こちら冒頭

若干申し上げましたが、ルサカ市総合都市開発計画の中にこの開発特区というものが位置づけられておりますので、こちらとの整合性をとりながら進めてまいります。調査団とのルサカ市総合都市開発調査との調査団との定期的な会合も実施いたしまして、より整合性の高い調査結果にするよう調査団のほうでは実施してまいります。

それから、若干量多うございますのでかいつまんでご説明申し上げたいと思いますが、次の項目、マスタープランの内容とそれに対応する環境社会配慮というところでございますけれども、ゾーニングにつきましては先ほどのご説明の中でも申し上げましたけれども、マレーシア調査団、マレーシアのコンサルタント、こちらがゾーニングに対しては責任を持ってございますので、先方から提示されたゾーニングプラン、こちらをもとに環境社会配慮事項との整合性あるいは緩和策につきまして検討して、マレーシア側のほうに提供する、ザンビア側のほうにも申し入れていくということを予定しております。

引き続き、マレーシア側の調査結果に対しましてはJICA調査団としても環境社会配慮の点から情報提供すると同時に、作業の支援をしていくという予定でございます。

それから、2ページ目をごらんいただけますでしょうか。候補地の代替案検討につきましては、パワーポイントの資料でも冒頭前半部で申し上げましたけれども、4つの地点を比較検討しておりまして、土地取得、住民移転、経済活動、地下水利用等の点から比較検討を行いまして、候補地1がやはりその優位性としては高いであろうという調査結果を今のところまとめてございます。

特に一番大きな点、前回ご指摘をいただいた時間的な差異という部分でございますが、この件に関しましては、既に政府の用地であるということで、そもそも敷地の部分、対象区域の取得の点で時間的優位性がかなり高いであろうと思われることから、各項目において候補地を比較する対応ということで、先ほどの一覧表にまとめて各項目を比較する形とさせていただいております。

それから、次の調査方法でございますけれども、植生、それから動物、動植物につきまして、他地域との比較において特徴となるような生態系あるいは動植物種ですけれども、対象地域では特段大きな差異というものは見られませんでした。動物につきましては14の希少種が特定されているということでございますが、候補地内ではその生息は確認されておられません。

それから、対象区域内で農作業を行っている住民等の対応でございますが、この森林保護区の解除後、冒頭ご説明申し上げましたが、現在の候補地1につきましてはかつては森林保護区でございましたが、2007年に解除になっております。解除後につきましてはその土地省が所管

をしておりまして、適用される法律としましては土地法になります。ただ、一方で、現在その土地を管理をしているのはルサカ市の森林担当者ということで、フォレストデパートメントが管理をしているという形になっております。

それから、このMFEZの建設に伴って対象地域での雇用の増加が見込まれるということでございますけれども、まずザンビア政府の方針としまして、MFEZの設置、開発自体を雇用の拡大ということの目的のためにということで検討しておりまして策定しております。特に対象地域での雇用という意味では、入居が想定される工場あるいは機関等での職員、労働者、これはもちろんいわゆるブルーワーカー的なもの、ホワイトワーカー的なもの、双方含めてでございますけれども、こうした区域での労働者のほかに、建設期間中の土木工事との作業員、こうした要員が雇用機会として創出されるだろうというふうに想定されております。

駆け足でございましたけれども、答申への対応としましては以上でございます。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご報告に対してご質問並びにコメントありましたらお願いをいたします。

平山委員、どうぞ。

平山委員 幾つかありますが、第1番目は、森林保護区の指定を解除した話がありましたが、この点については、もともとの指定要件はどういうものであったのかということと、それから、2007年に解除されたときに、それがどのような理由で解除されたのかということ。これらは既に5月だったかの段階で説明があったのかもしれませんけれども、説明していただければと思います。これが第1点です。

それから、パワーポイントの15ページの表ですが、これは水質汚濁の問題で、土壌の浸透性がかなり高いというお話なので、特に有害物質の関係で気になるのですが、水質汚濁への対応については、資料では水質汚染と書いてある部分の緩和策のところ、水質ガイドライン策定というのがありますが、このガイドラインという言葉は、例えば日本の水質汚濁防止法に当たるような法律ということを意味しているのかということ。それから、ガイドラインというものの法的な性格というのは一体どういうものなのかということの説明していただきたいと思います。

またその次に、土壌に基づく処理というのがありますが、これは一体どういうことなのか。要するに土壌に浸透させて処理するというのであれば、当然地下水汚染が大きな問題となっていて、土壌汚染にもつながってくるというのが日本の経験でも明らかだと思うのですが、その意味で土壌に基づく処理というものがどのようなものなのかということ。

さらに、似たような話ではあるのですが、17ページの環境管理計画の(1)の適切な

汚水処理方法を選択すると書いてある箇所について、その適切などというのは具体的にどのようなことを考えておられるのか、今お答えいただける範囲で結構ですので、ご説明いただきたいと思えます。

池田 それでは、ザンビアから環境担当の池田が回答いたします。

まず第1点ですが、ちょっとこちらで聞き取りにくかったもので、初めの部分だけもう一度お願いしたいんですが。

平山委員 森林保護区の解除という話があったのですが、そもそも森林保護区の指定要件というのはどうなっているのでしょうかということと、それから、解除されたときの解除の理由は何だったのでしょうかということです。

池田 まず、2007年に解除されたということの理由につきましては、この森林保護区、ルサカ南部森林保護区域No.26というところは、以前9,000haの土地を有していました。これは2ページ目のスライドを見ていただきますと、ルサカ市の南部のところがありますけれども、それにある程度囲われた土地が薄く出ていると思えます。この拡大した部分が徐々に森林保護区から解除されてきています。その理由としては、西側のところは空軍の利用する土地とかそういうために解除されていると。それから、北部、今のLS-MFEZ区域ですけれども、その北側の部分が解除された理由としましては、耕地とか森林がメイズの栽培とかそういうふうなものによって森林保護区として適切でなくなったと。ですから、その部分は住宅地として転換された部分です。

それから、今回のところもかなり森林保護区としての状態からかなり外れた状態になってきています。それで、国としてはさらにこの地域を有効利用したいということで、LS-MFEZの区域として指定されました。

ただし、JICA調査団としては、この区域はまだルサカ市の水の涵養区域でありますので、できるだけその特徴を生かした上で開発していこうという考えであります。

それから、15番目のスライドですけれども、浸透性が高いということで、どういうふうな対応をとるかということですが、より広い浸透させる土地をかなり広い土地を利用して、浸透する部分と、それから土壌、蒸発する部分。かなり蒸発の部分を大きくとるために広い面積を使おうと考えております。

また、土壌を大体1mぐらいの層を考えておりますが、そこを通る際に生物的な働きによってBODとか窒素、成分等を除去しようと考えております。

それから、土壌に基づく処理というのはそういうふうなBOD、それから窒素を除去すると

いう考えであります。それから、重金属とかそのほかの有害物質に対する対応としましては、ガイドラインともかかわってきますけれども、ザンビアでは排水、工場から処理場へその排水を流す基準というものはありますけれども、それは河川に最終的な処理した水を流すというための基準でありまして、ここで地下浸透する、L S - M F E Zで考えているような地下浸透させる場合に対する基準はありません。したがって、それに対応するガイドラインをつくるということを考えております。

それで、日本における水汚濁防止法に基づくガイドラインがここに適応できるのかどうかというふうなのを検討する必要があると考えております。

まず第1点としては、ここで入居してくる工場で、有害物質を含む物質を使用する施設については、これは別に取り扱おうと。工場で有害物質を使わない施設については生活排水と同じように取り扱うということを考えております。で、有害物質を取り扱っている工場では独自に何らかの方法でその有害物を固形廃棄物とし、それを貯蔵できるような企業のみを入居させるという方針をとっております。

それから、最終的な污水处理施設から出てくる排水につきましては、一応有害物質の検査も実施して、それでモニタリングを実施することによって地下水への汚染を防止しようと考えております。

それからあと、適切な污水处理方法というの、今述べましたようなガイドラインとった形での污水处理方法を考えております。ただし、マレーシア側は活性汚泥法を使用したいと。第1段階目の処理施設として活性汚泥法を考えているようです。また、J S Tとしては、安定化池を用いようと考えております。その理由といたしましては、ザンビアでは停電が多いと。第1フェーズにおいては安定した電源を確保するのが難しいと考えております。したがって、少なくとも第1フェーズにおいては停電があった場合にとまってしまうようなシステムでは困る。そのために安定化池法を採用しようと考えております。それもかなり時間をかけて処理を行う。それによってその処理の程度を高めるといふふうに考えております。

また、K T P Cのほうではその処理した水を地下浸透もしくは蒸発によって処分しようと考えておりますが、その辺がまだ明確な形で示されていないので、今後J S Tと協議をして、その土壌に基づく処理を行っていくのか、それからK T P Cの案を採用するのか、その点について協議し、適切な污水处理方法を選択していきたいと考えております。

以上です。

平山委員 1番目の森林保護区についてですけれども、ここではどんな規制が行われていた

のかということを追加説明でお願いしたい。

それから、ガイドラインにつきましては、これは例えば向こうの水質汚濁防止法に当たるような法律に基づくものとして、ある程度の執行性といいますか、基準違反があった場合の例えば罰則の問題とか、そのようなものが確保されるのかという問題。それから、入居させる企業は有害物質を固形化し、貯蔵できるものに限る予定であるという言い方でしたけれども、その後はどのように処理されるのかということをご説明いただきたいと思います。

池田 まず、この森林保護区でどのようなことが禁止されているかということから説明します。この森林保護区では農業とかそれからライセンスを持たない者が木を切ったりする行為、それから石とか砕石とかそういうふうなあらゆる経済活動が禁止されています。

それから、ガイドラインにつきましては、この点につきましてはE C Z、E I Aを担当したり、それからそのモニタリングとか環境管理計画などを担当している部署ですけれども、そこと相談しながら進めていきたいと考えております。

平山委員 固形物質にさせた後どうするのかという話。

池田 その点についてはまだ十分検討していませんけれども、一応まず有害物質として保管していくと。それはザンビアの法令に従い、それから必要な部分についてはガイドラインとしてL S - M F E Zの中で策定していくということですが。今後どのような処分場をつくるかについてはまだ検討しておりません。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

野村委員 1つは、3ページで、J I C A調査団が試算した開発規模、2030年までで幾つかの項目についてそれぞれ開発の種目というのか面積別に出ていますが、この規模はどのような根拠で最低1,300 h aが必要だという計算になったのかというのが1つ。

それから、次のページですが、4つの候補地ということで2、3、4と挙げられていますが、この2、3、4はどういうふうにして選ばれたのかを伺いたいということがもう1つ。

それから、13ページで第1フェーズは2020年末までということで、その第1フェーズの部分が次のページ、14ページに出てくるんですけども。この14ページの第1フェーズの開発というのはこの3ページに全体構想で書いてあって、工業区域だとか商業地区だとか公共施設だとか、特に我々が関心を持って見ているのは、この2030年までの計画では上水設備だとか污水处理施設だとか雨水排水浸透区域というのは200 h aの土地をかけて建設するという予定になっているわけですけども。この第1フェーズの中では、この2030年までの開発規模といいます

が開発内容が比例的に第1フェーズ分の工業地域、第1フェーズ分の中央商業区域とか、第1フェーズ分の污水处理施設というのが建設されるというような構想なんですか。

また13ページの下に細かな表がずっと書いてあって、このトータル、総面積なんですかね、2,000と書いてあるんですけども、この2,000というのはどういう数字、どういう意味を持っている数字なのか。1,300とは関係のない数字ということなのかどうか、教えていただければありがたいかなと思います。

松田 総括を担当してます松田と申します。1番目のご質問で開発規模に関してなんですけれども。まず我々事前に経済あるいは産業状況、あるいは周辺国の投資環境、そういったもろもろの調査を実施してございます。その中で、アフリカの内陸国ということで、直接的な投資事業というのがかなり厳しい状況であったということがあります。

その中で我々としてはどういう機能として、いわゆる工業区、それとハイテク絡みのザンビアが期待するハイテク絡みと、そういった産業をサポートする支援施設というのが大きな3つとしてあるだろう。それプラス、衛星都市の1つの位置づけ、機能を担うということで、中央ビジネス街区及びハウジングを設けていると、こういったまず導入の大きな概念、機能を設定してございます。

その中で一応フェーズ1、2、3と我々サイドのJICAスタディチームのほうではそのように仕事をしようと考えておりますけれども。これは上位計画の拡大都市圏構想、こちらのほうの標準をなっております。第1フェーズが2010年、第2フェーズが2020年、第3フェーズが2030年ということで都市開発をやってございます。

その中で一応第1フェーズ、2015年まで最大頑張ったとしてどこら辺まで開発が可能なのかということをお過去の事例をもとにしながら、最大規模100ぐらいがいいところなのかなということがまず1点。それから、それに続いてそれぞれ状況を見てその後のスケジュールは組まなくちゃいけませんけれども、2020年までに100。その後500ぐらいまで2030年、10年間でもっていったらという1つのまず大きな枠組み。

それとあと、ルシードチームが設定しました人口計画、GDP計画の中で、先ほど申し上げました4つの視点のポイント、こういったものの中からこのLS-MFEZに関してどこら辺までサポートできるかということをお概略クロスチェックした結果、大体規模的に、今先生がおっしゃいました370ha、これは工業2030年までですけれども、そういった設定をしてございます。

それと、まず開発規模ということではございますが、まずエリア的に7km×3km、約21

k m²、これは2,100 h aに当たります。これが今の現地の土地の総面積でありまして、ザンビア側としてはこれを全面的に使ってやりたいということで、2,100ということを開発対象ということでございます。

その中で、2030年までやっていった場合どのようなことになるかということと、あと先ほど来出ている排水処理。こういった排水処理に関しましてはモルシードチームとの打ち合わせに基づいて、L S - M F E Zの中ですべて処理すること。雨水排水に関してもルサカ市のほうで処理施設というのがございませんので、全部中で処理するということに基づきまして緑を確保するということを設定しています。その想定で、我々のほうの試算が1,300 h aということでこの3ページのほうはセットしてございます。

これをもとにK T P C、マレーシア側とディスカッションしております。マレーシア側の13ページの開発、これに関しましては多少なりとも今土地利用に関して我々も多少コメントさせていただいていますけれども、これを修正しながら、ある程度排水処理も可能なように考えていると。

一応14ページの第1フェーズに関しまして、彼ら今こういった計画を持ってございますけれども、これに対する排水処理、雨水処理、そういったものをどういったやり方をやるのかということで、今適宜意見交換しながら検討していると。その中で、彼らは安定化池法ですか、いわゆる機械式の方法を取り入れてやるということを当初考えております。ただ、今の段階ではちょうどこの14ページの1 a、この北側に工業区が張り付いておりますけれども、この低い位置のそういった処理施設を設けようということで、これから規模等を算出していくことになるかと思えます。

以上で大体説明ということでしょうか。

野村委員 そうすると、2,100 h aというのか1,300 h aというのかに必要な全体の污水处理施設をつくるというわけには当然いかないだろうと思うので、開発の見通しというか具体化の程度に応じた規模をつくっていくと。そうすると、例えば処理施設が1つではなくて3カ所ぐらいに分かれることも当然想定されるというふうに聞いていたんですが。それをちょっとまず確認したいんですが。

さらに言うと、この用地の収用との関連で言うと、2009年4月、5月までに耕作をやめると政府は説明しているようですが。これは2,000 h aだか1,300 h aを一気に収用するという前提で彼らは考えているのでしょうか。あるいはもし収用したとすると、これまでも国有地だったわけですね。ということは、2030年という随分先までの間にまたそこで入り込んで耕作をし

始める人たちが出てきても当然かなと思うんですけれども。そうすると、鉄条網かなんかで立ち入りを制限するような形で1,300haだか2,000haだかを一気に確保するという考えなのか。それとも、開発の程度に応じて第1フェーズの分だけ、第2フェーズの分だけというように徐々に拡大していくという話なのか。そこで暮らしておられる方々にとって、まだあと20年先の話だということなのか。それとも、2009年4月、5月でおまんまが食べなくなっちゃうという話なのか、随分違う。全部を一気にというのも現実的ではないような気がしますし、といって分割的にやるというのもそれはそれでまた大変なんだろうなと。ここでいろいろな議論をしても、第3フェーズ分の2015年ぐらいに収用する分というのはどういうふうな手当てがなされるのか保証はないような気がするんですけれども。

その辺を追加的に教えていただくとありがたいと思いますが。

松田 まず、排水処理施設の用地に関しまして、私ども今説明しましたように、2015年、20年、30年という3フェーズで当初考えておりました。フェーズ1に対する処理能力の必要な規模というのを設定してございます。それと、フェーズ2に関しましてはフェーズ2に必要な規模。第3フェーズでは北側の東西に2カ所設けるような当初計画を組んでいましたけれども、それぞれが第3開発のところを受け持つということで、全体的に2カ所で全体の1,300haの処理ができるだろうと、こういう見通しを立てております。

一方、今KTPCのほうとディスカッションしている内容におきまして、一応第1フェーズに対する排水処理施設ということを彼らは今検討を考慮しております、これを機械化すると。その場合でも当然ながら機械を一気につくるというよりも、ユニット式の処理施設を入れていくと、こういう考え方になってくるだろうと思います。ここら辺は今議論の最中でございます。

あと、2009年までに土地収用ということでございますけれども、2ページ目の図にありましたとおり、ルサカパーク、こちらもある程度森林保護区ということで、こちらの計画は計画で、野生動物を放すということで、そういった自然環境を重視したパークを目指しているということで。ここは一気にフェンシングをしてございます。

同じく担当が観光環境天然資源省でございますので、同じような志向で彼らもやりたいと、こういうことを考えています。

したがって、ここの7km×3km、一遍に何とか土地を収用してフェンスをしたいというのが今の彼らの大きな思惑です。

それに対しまして、いろいろな周辺から耕作に来たり、あるいは内部に違法に住んでいる方がいらっしやったりと、こういった方々に対する対策をどうするかということもかたや検討中

でございます。

先ほど来ちょっと説明にもありましたけれども、いわゆる住宅を求める、都心に結構近うございますので、住宅を求める方に対しては住宅用地の提供ができるかできないか。これは Mahopo エリアというちょうど、これちょっと図面が正確ではないんですけども、一部出っ張りが自然保護区に指定されていまして、今東西こればっさり切られておりますけれども。ちょうどこのエリアにそういった住区ができないかということが1点考えてございます。

それから、もう1つには、耕作したい方々を対象施設としてどうするかということで、またこれも今後の対策にはなりますけれども、多少ルサカ市から外れますけれども、2ha ぐらいの農地を各センターに割り振ってやったらどうかというような検討も今並行してやっている。

それとあと3番目には建設労働者、あるいは実際に運営維持管理に入ったときのワーカーとか、単純労働とかあるいは組立工員にでもなればあれですけども、そういったオールターナティブを用意しながらやっているということです。

したがって、先方政府は一遍にということが当然ながら考えてはいますけれども、我々サイドそれだけではなくて、開発のフェーズに沿って、例えば必要な道路あるいは開発地域、そういったところに当たる方々に対して初期段階にどいていただくということも対策の1つになるんじゃないかということでは提案させていただいております。

大体こんな流れで今進めている最中ですが。今 JICA さんのほうから説明がありましたように、ステークホルダーが1回目開かれた段階なので、そういった細かい中身は今後の話になってくるだろうというふうに認識しております。

野村委員 多くの ODA でやっている開発事業は将来的に発展する余地はあったとしても、とりあえずは当面の事業規模というのがあって、それに基づく環境配慮だとか社会配慮だというのが自己完結的に成立するのかなと思います。普通の工業団地みたいなものであれば、その工業団地に必要な設備を整えて、これだけきちんとインフラが整った立派な工業団地ですから皆さん入居して工場を建てて経済活動やってくださいというふうに誘致するあるいは売り出すわけですね。ただ、そこで実際に売れるかどうかというのはもちろんリスクがあるわけですけども。

村山委員長 時間が限られていますので、簡潔にお願いします。

野村委員 本件のような場合、どういうふうに事業が第2フェーズ、第3フェーズと変わっていくのか、あるいは10年後に土地の利用形態が変わる、想定したものと変わってきちゃう可能性もあるわけですね。ですから、ある程度そういうものをいろいろなことを考えながらやっ

ていかないと、5年後、10年後には全然違った姿になってしまう可能性もあるのかなというのが気になるところです。

すみません、長くなりました。

松田 すみません、まず工業団地という言葉ですけれども、まずこのタイトルのとおり、マルチファシリティエコノミックゾーンということで経済特区ということでございます。それと、先ほど説明いたしましたルシードが衛星都市構想の中でそれぞれ工業区出ているということで、4カ所示したところは衛星都市の位置づけになっております。その中の一翼をMFEZで担おうということになっておりますので、考えようによりましては衛星都市という発想になるかと思えます。その中で、先ほどちょっとご説明しました5つのファンクション、工業区も入れたところの5つのファンクションを入れるんだということです。

ご承知のように、工業区にしる都市開発にしる、こういった機能が最初いくかというのがなかなか難しいところなので、通常余り大きな開発をしないで50から100haぐらいで様子を見、その中でどういう機能が要望されているんだと。それにあわせて都市計画が少しずつ変動していくということになりますので。今描いているマスタープラン、2030年ですね、あるいはKTPCは全面やっておりますけれども、それがそのとおりいくということではなくて、あくまでも段階を経ながらレビューをして、それで機能を特化していくような形に計画をその時点時点でやっていくと、こういうスタイルの開発になると思います。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

基本的なことなので最初にお聞きすべきだったのかもしれませんが、マレーシアのコンサルタントがやっている調査と今回のこちらの調査の関係がよくわからなくて、ある意味で同じようなことをやっているようにも見える。それは今日の資料にもKTPCが策定した計画というのが大きく図で出てくることから感じてしまうんですが、そのあたりの区分けはどうなっているのでしょうか。そのあたりをはっきりしないと、こちらでコメントすべき対象が何か、あるいは審査すべき対象が何かよくわからなくなるのではないかと思います。例えばマレーシアのコンサルタントが策定した案では、仮にガイドラインに引っかかりそうでも、これは対象ではないから考えなくていいというふうになりますね。そのあたりの区分けはどうでしょうか。

今村 5月の審査会で星取表の形で役割分担をお配りしたというふうに伺っておりますが、単純に申し上げますと、今回JICA調査団の本来のなと言っは語弊がありますが、マンドートとしましては、産業経済分析、投資分析、それからこの環境社会配慮という、経済分析、投資、それから環境という大きく3つ、これが本来のマンドートになってございます。

ただ、この調査開始当初にマレーシアのコンサルタントとザンビア政府との契約書等拝見、それから聴取した結果として、若干マレーシア側の役割分担の中このゾーニング等弱い部分があるのではないかとということで、その支援も行うという形でJICA調査の中で整理をさせていただきます。

したがって、先ほどご指摘いただきましたが、マレーシア側の概念計画、それからJICA調査団で実施しております概念、計画、開発規模ですか、というところで若干だぶっている、重複しているところがございます。ただ、ここはJICA調査団の本来マンデートであります環境社会配慮、この調査結果、概要をもとにしまして提案され得るものはどういうものであるかというものをこちらからマレーシア側に提示をするという形でまとめたものでございます。ですので、JICA調査団としましては、環境社会配慮の調査結果に基づきまして、やはりこういう点に配慮したゾーニング等を行うことが望ましいということをザンビア政府及びマレーシア調査団にこれまでも申し伝えておりますし、今後も提出されました概念計画に対して述べていくという予定であります。

ただ、若干懸念されますのは、最終的にそれを判断するのがザンビア政府にあるということ、特にマレーシア政府とマレーシアコンサルタントとの関係でいいますと、JICA調査団は単純に申しますと部外者になっておりますので、効力という点ではザンビア政府及びマレーシアコンサルタントでこのようにするというふうにある意味断言をされてしまうと、もうこちらでも手をつけられない状況に陥ってしまいますので、そうなる前にいろいろとJICA調査団の中で調整、申し入れ等をしているところでございます。

村山委員長 わかりました。実際の調査はいろいろ複雑だと思しますので、今回こういった形で情報提供していただいて、委員の方々からご意見伺うのはいいと思いますが、最終的にどこまで範囲が設定されているのかは、やはり明示をしていただいていたほうが今後の最終的なレポートに関する議論の際にもよいと思います。

それからもう一つ、15ページで具体的な影響評価と緩和策が示されていて、ここはまさに環境社会配慮の部分だと思うんですけども。その際、取水は南のほうから行って北から取らないから、ルサカには特に影響はないが、水を取ることでフォレストパークとか南の村に対する影響はありそうなのでモニタリングをするということだと思うんですね。ただ、モニタリングそのものが緩和とっていいのかがちょっと私はしっくりきません。確かにデータをとるのは大前提ですけども、もしその影響がありそうであればどうするのかということも含めてやはり緩和策ではないかという気がします。そのあたりどのようにお考えでしょうか。

寄立 専門調査を担当しました寄立と申します。一応影響の度合いとしては、1年間のリチャージの量に対しての利用量としては10%以下であろうということで、大きな影響は当面出ないということを考えておりますけれども、モニタリングをしつつ影響が出るような場合は、今現状の水利用としては井戸で飲料水、生活用水をくんでいるという点と、あと貯水池をつくってそこでダムから灌漑用水を使うというそういう形で使っている状況なんです。その状況によっては、例えば飲料水に関しては給水の計画を補足的に立てなきゃいけないような場合もあると思っておりますし。ダムについては、基本的にその南側のエリアというのはスワンプ地域なので大きな影響はないというふうに思っているんですが、そのときはいわゆるスワンプのところから直接ダムに入るような水路を設けるとかそういう形で対応ができるのではないかと考えています。

松田 すみません、ちょっと1点だけ補足なんですけれども、南部から水を取水するのはフェーズ1までというふうに今考えております。フェーズ2以降は南部50kmのところのカクヘイ川がございまして、現在のルサカ市の水はこちらから取水して出している。ただ、容量が不足しているということで、これを拡張する計画がございます。将来拡張したときに、こちらからもってくるということを考えておりますので、まずフェーズ1を対象としての給水であるということ。フェーズ2に関しましては、時期を見ながらどのぐらいの容量かというのは今後ルシードチームのほうを担当するかと思いますけれども、こちらのほうの計画に乗っていくというふうに考えております。

村山委員長 わかりました。

それでは、そのほかいかがでしょうか。

大体よろしいですか。

それでは、第1議題のインテリムリポートの報告についてはこのあたりで終わらせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、今日はあと次回の予定とその他ということですが、まず次回の予定について簡単にご紹介をいただければと思えます。

上條課長 次回は1月19日になります。このときは説明会です。15時から、場所はこの12Cです。

ご説明する案件は、ザンビア国ルサカ市総合都市開発計画調査のドラフトファイナルレポートです。担当していただく委員の皆さんは、ここの名前に書いてあるとおりです。

その次は、2月9日に第12回の審査会を開きます。時間は15時を予定しています。案件は、

1月19日に説明するこのドラフトファイナルレポートと、2番目は、今日のインテリムレポートの説明、報告があったんですが、そのドラフトファイナルレポートの説明をする予定にしています。

以上です。

村山委員長 今後の予定、よろしいでしょうか。

それでは、その他ということなんですが、私のほうから1点、ご確認をさせていただきたいと思います。具体的な調査に関して、進め方はこれでよいかということなんですが。平成19年度、昨年度の第17回の審査会で、フィリピンのカビテ州ローランドにおける総合的治水対策調査というものの諮問、答申を行いました。これはマスタープランとフィージビリティスタディが両方加わったような形のものなんですが、カテゴリAとしてはマスタープランが対象になっていた、ここに関して諮問、答申を行いました。

本来ガイドラインに基づけば、ドラフトファイナルのレポートの段階で諮問、答申を行うべきなんですが、既にプログレスレポートの段階でほぼマスタープランは完成をしていたと、そのために諮問、答申という形をとらせていただきました。

その後、この段階でもマスタープランが大きく変更された場合は改めて審査会で議論しましょうということにしていたんですが。特に大きな変更はない。加えてこちらから答申をした内容についても対応していただいているという状況が確認できていますので、この調査については特に審査会では加えて取り扱わないということにさせていただきたいと考えております。

この点についていかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

よろしければ、今日の審査会はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

村山委員長 今後の予定、よろしいでしょうか。

それでは、その他ということですが、私のほうから1点、確認させていただきたいと思います。具体的な調査に関する進め方についてです。平成19年度の第17回の審査会で、フィリピンのカビテ州ローランドにおける総合的治水対策調査の諮問、答申を行いました。これはマスタープランとフィージビリティスタディが両方加わったような形のものですが、カテゴリAとしてはマスタープランが対象になっていたため、この部分に関して諮問、答申を行いました。

本来ガイドラインに基づけば、ドラフトファイナルのレポートの段階で諮問、答申を行うべ

きですが、既にプログレスレポートの段階でほぼマスタープランは完成したということでしたので、諮問、答申という形をとらせていただきました。

その後、この段階でもマスタープランが大きく変更された場合は改めて審査会で議論するというにしていますが、特に大きな変更はなく、こちらから答申した内容についても対応していただいているという状況が確認できていますので、この調査については特に審査会では加えて取り扱わないということにさせていただきたいと考えております。

この点についていかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

よろしければ、今日の審査会はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。